

第6章 総括

6.1 安全管理フローのまとめ

事前準備から試料採取、嗅覚測定までに留意すべき事項を安全管理フローとしてまとめると以下のとおりとなる。

< 事前準備 >		(書類様式)
業種及び発生源の 排出濃度データと許容濃度 データを比較	参考資料 1 の表から調査対象施設の排出濃度(既存データ)が、許容濃度を上回るケースがあるかどうか確認する。既存データがない発生源については、化学物質関係のデータベースを活用する。	
排出濃度データの方が高い	(! 調査時に有害物質に暴露される危険性有り)	
防護対策の用意	試料採取者は原臭を嗅ぐ可能性があるため、サンプリング時に有害物質に暴露されないように、試料採取時の安全対策を留意する。	事前調査時安全 チェックリスト (例 1)
< 試料採取 >		
検知管等で有害物質の 実排出濃度を確認し、 許容濃度と比較	既存資料のデータを上回る可能性もあるので、再度実試料の濃度を確認する	試料採取時安全 チェックリスト (例 2)
実排出濃度の方が高い	(! 原臭を嗅いだ時に有害物質に暴露される危険性有り)	
原臭をそのまま嗅がない ように注意	オペレータは初期希釈倍数を決定したり、臭質を知るために原臭を嗅ぐ可能性があるため、確実に伝える。	
< 嗅覚測定 >		
初期希釈濃度 (17 * Cth) と許容濃度を比較	有害物質に暴露されないように、オペレータ及びパネルが嗅ぐ最高濃度である初期希釈濃度 (嗅覚閾値の 17 倍) が許容濃度を上回るかどうか確認する。	嗅覚測定時安全 チェックリスト (例 3)
初期希釈濃度の方が高い	(! 測定時に有害物質に暴露の可能性有り)	
嗅覚測定法に不向き と判断	嗅覚測定法には不向きな試料として、嗅覚測定を中止する。	
<p>~ 嗅覚測定に不向きな試料への対応策として ~</p> <p>環境試料のみで測定を行う：排出口試料は高濃度な有害物質に暴露される可能性が高いため、比較的低濃度な敷地境界で採取した環境試料のみ測定する</p> <p>関連法令で対応：大気汚染防止法、廃棄物の処理と清掃に関する法律、自治体条例等による工場指導で対応する</p>		

6.2 被験者への安全性に関する情報の提供について

本マニュアルに則って適切な安全管理対策を講じていれば、嗅覚測定法に供される試料の安全性は確保されるものと考えられるが、被験者は嗅覚測定法における安全性の確保について情報を受ける権利があり、適切な情報の伝達の上で被験者となることを承諾する必要がある。

しかし、情報を必要以上に与えることは、被験者の不安をあおったり、試料の臭質などに関する先入観を与えたりして、被験者の判定に影響を与える可能性があるため、十分な配慮が必要である。通常は、供される試料の安全性をどのように確認したかの手順に関する情報を提供すべきである。

6.3 今後のフォローアップの必要性について

臭気の発生源は多様であり、本マニュアルで考慮したケース以外にも安全管理上問題となる場合は十分考えられることから、今後各機関で安全管理対策を進めていく過程で生じた問題点や不測の事故等の情報は適切に記録保管し、それらを集積して、各機関ごとに本マニュアルに基づく安全管理対策を常に充実させていくことが重要である。